

○日本薬局方外医薬品規格第四部(抗生物質医薬品)の一部改正について

(平成14年12月27日)

(医薬発第1227016号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知)

日本薬局方外医薬品規格第四部(抗生物質医薬品)(以下「局外規第四部」という。)については、平成11年9月22日付け医薬発第1117号厚生省医薬安全局長通知により定めたとところであるが、今般、日本抗生物質医薬品基準(平成10年厚生省告示第216号以下「日抗基」という。)を、平成14年12月31日限り廃止することとしており、それに伴い局外規第四部の一部を別紙のように改正したので、下記の事項に御留意のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

第1 局外規第四部の一部改正について

- 1 廃止前の日抗基を日本薬局方外医薬品規格第四部その2(以下「局外規第四部その2」という。)とし、局外規第四部の各条ラクトビオン酸エリスロマイシン・コリスタチンスルホン酸ナトリウム軟膏の次に追加する。
- 2 1に伴い局外規第四部中の「日抗基」とあるのは「局外規第四部その2」に改める。
- 3 1に伴い局外規第四部その2中の「日抗基」とあるのは「本基準」に改める。また、総則の1中の「また、この基準の英名を「The Minimum Requirements for Antibiotic Products of Japan」とする。」を削除すること。
- 4 1に伴い局外規第四部その2の総則の35及び36を削除すること。

第2 改正に伴う取扱いについて

- 1 別記1に掲げる医薬品については、各条中の本品記載の医薬品名の前後に「 」を付けたものは、日本薬局方(平成13年厚生労働省告示111号)に規定するものであることを意味し、その他の項目においては局外規第四部その2に定める各条による。別記2に掲げる医薬品については、「 」を付けたものは、局外規第一部その2(有効成分としての抗生物質)(平成14年12月27日医薬発第1227010号)に規定するものであることを意味する。

別記1

- (1) アズトレオナム
- (2) アスポキシリン
- (3) アセチルキタサマイシン
- (4) アセチルスピラマイシン
- (5) アムホテリシンB
- (6) アモキシシリン
- (7) アンピシリン
- (8) アンピシリンナトリウム
- (9) イミペネム
- (10) 一硫酸カナマイシン
- (11) エチルコハク酸エリスロマイシン
- (12) エリスロマイシン
- (13) 塩酸アクラルピシン
- (14) 塩酸イダルピシン
- (15) 塩酸エピルピシン
- (16) 塩酸オキシテトラサイクリン
- (17) 塩酸スペクチノマイシン
- (18) 塩酸クリンダマイシン
- (19) 塩酸セフェピム
- (20) 塩酸セフェタメト ピボキシル
- (21) 塩酸セフォチアム
- (22) 塩酸セフォチアムヘキセチル
- (23) 塩酸セフカペン ピボキシル
- (24) 塩酸セフメノキシム
- (25) 塩酸ダウノルピシン
- (26) 塩酸タランピシリン
- (27) 塩酸テトラサイクリン
- (28) 塩酸デメチルクロルテトラサイクリン
- (29) 塩酸ドキシサイクリン
- (30) 塩酸ドキシソルピシン
- (31) 塩酸バカンピシリン
- (32) 塩酸パンコマイシン
- (33) 塩酸ピプメシリナム

- (34) 塩酸プレオマイシン
- (35) 塩酸ミノサイクリン
- (36) 塩酸リンコマイシン
- (37) 塩酸レナンピシリン
- (38) カルモナムナトリウム
- (39) キタサマイシン
- (40) クラブラン酸カリウム
- (41) グラミシジン
- (42) クラリスロマイシン
- (43) グリセオフルビン
- (44) クロキサシリンナトリウム
- (45) クロラムフェニコール
- (46) コハク酸クロラムフェニコールナトリウム
- (47) コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム
- (48) サイクロセリン
- (49) 酢酸ミデカマイシン
- (50) シクラシリン
- (51) シッカニン
- (52) ジノスタチン スチマラマー
- (53) 酒石酸キタサマイシン
- (54) ジョサマイシン
- (55) ステアリン酸エリスロマイシン
- (56) スルバクタムナトリウム
- (57) スルベニシリンナトリウム
- (58) セファクロル
- (59) セファゾリンナトリウム
- (60) セファドロキシル
- (61) セファマンドールナトリウム
- (62) セファレキシン
- (63) セファロチンナトリウム
- (64) セファロリジン
- (65) セフィキシム
- (66) セフォキシチンナトリウム
- (67) セフォジジムナトリウム
- (68) セフォタキシムナトリウム
- (69) セフォテタン
- (70) セフォペラゾンナトリウム
- (71) セフジトレン ピボキシル
- (72) セフジニル
- (73) セフスロジンナトリウム
- (74) セフタジジム
- (75) セフチゾキシムナトリウム
- (76) セフチブテン
- (77) セフテラムピボキシル
- (78) セフトリアキソンナトリウム
- (79) セフピラミドナトリウム
- (80) セフブペラゾンナトリウム
- (81) セフポドキシムプロキセチル
- (82) セフミノクスナトリウム
- (83) セフメタゾールナトリウム
- (84) セフラジン
- (85) セフロキサジン
- (86) セフロキシムアキセチル
- (87) セフロキシムナトリウム
- (88) テイコプラニン
- (89) トシル酸スルタミシリン
- (90) トブラマイシン
- (91) トリコマイシン
- (92) ナイスタチン
- (93) バシトラシン
- (94) パニペネム

- (95) パルミチン酸クロラムフェニコール
- (96) ピペラシリンナトリウム
- (97) ピマリシン
- (98) ピロールニトリン
- (99) ファロペネムナトリウム
- (100) フェネチシリンカリウム
- (101) フシジン酸ナトリウム
- (102) プロピオン酸ジョサマイシン
- (103) フロモキセフナトリウム
- (104) ベンジルペニシリンカリウム
- (105) ベンジルペニシリンベンザチン
- (106) ホスホマイシンカルシウム
- (107) ホスホマイシンナトリウム
- (108) マイトマイシンG
- (109) ミデカマイシン
- (110) ムピロシカルシウム水和物
- (111) メロペネム 三水和物
- (112) ラクトビオン酸エリスロマイシン
- (113) ラタモキセフナトリウム
- (114) リファンピシン
- (115) 硫酸アストロマイシン
- (116) 硫酸アマカシン
- (117) 硫酸アルベカシン
- (118) 硫酸イセパマイシン
- (119) 硫酸エンピオマイシン
- (120) 硫酸カナマイシン
- (121) 硫酸ゲンタマイシン
- (122) 硫酸コリスチン
- (123) 硫酸シソマイシン
- (124) 硫酸ジベカシン
- (125) 硫酸ストレプトマイシン
- (126) 硫酸セフォセリス
- (127) 硫酸セフピロム
- (128) 硫酸ネチルマイシン
- (129) 硫酸フラジオマイシン
- (130) 硫酸プレオマイシン
- (131) 硫酸ベカナマイシン
- (132) 硫酸ペプロマイシン
- (133) 硫酸ポリミキシンB
- (134) 硫酸ミクロノマイシン
- (135) 硫酸リボスタマイシン
- (136) リン酸クリンダマイシン
- (137) ロキシスロマイシン
- (138) ロキタマイシン

## 別記2

- (1) 塩酸クロルテトラサイクリン
- (2) オキシテトラサイクリン
- (3) スピラマイシン
- (4) ノボビオシンナトリウム
- (5) ベンジルペニシリンプロカイン
- (6) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン
- (7) リン酸オレアンドマイシン

別紙 略